

仙台市立幸町中学校いじめ防止等対策委員会設置要項

平成27年4月27日 校長決裁

1 目 的

本校における生徒のいじめ防止等の対策のため、仙台市立幸町中学校いじめ防止等対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会で協議された内容については、職員会議等で全教職員に周知し、教職員全員でいじめ未然防止に努めるとともに事後の処理にあたる。

2 構 成

対策委員会は、次のメンバーにより構成する。

「校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談担当教諭，学年主任，養護教諭，S C」

※ 上記の職員を基本とするが、必要に応じて校長がメンバーを追加する。

※ 取組の計画策定や案件によっては、学校評議員やPTA役員等の学校関係者を入れて意見を伺うことも校長の判断とする。

※ このメンバーを合む生徒指導部会など学校既存の組織を活用して、対策委員会とすることも可とする。

3 開 催

1学期始めと2学期始めを含め、隔月に実施するとともに定期的な生徒指導部会等が開催される場合は同時に実施する。その他、アンケート実施前後等、必要に応じて随時実施する。

4 活動内容

- (1) いじめの防止に係る取組の計画及び実施に関すること
- (2) 生徒の問題行動等に係る情報の共有に関すること
- (3) いじめが発生した場合における対応に関すること
- (4) その他、校長が必要と認める事項に関すること

※ 法第28条に規定する重大事態が発生した場合のいじめの調査等については、「仙台市立幸町中学校いじめ調査委員会」を設置して行う。